

議案第 126 号

伊賀市都市公園条例の一部改正について

伊賀市都市公園条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市都市公園条例の一部を改正する条例

伊賀市都市公園条例（平成 16 年伊賀市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 都市公園 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する都市公園をいう。

(2) 公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。

第 2 条の次に次の 2 条を加える。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第 2 条の 2 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、その配置及び規模の基準は次のとおりとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25 ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2 ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)としての建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、100分の10を限度として、同項第2号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、100分の20を限度として、それぞれ前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、令第6条第1項第3号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、100分の10を限度として前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、令第6条第1項第4号に該当する場合は、同号に規定する建築物に限り、100分の2を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第23条を第24条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第 19 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 13 号に規定する特定公園施設（以下この条において「施設」という。）に係る同法第 13 条第 1 項に基づく移動等円滑化のために必要な施設の設置基準は、高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上及び施設の利用上の利便性並びに安全性の向上を図ることを原則として、規則で定める基準とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 削除

別表第 3 備考第 1 項中「1 m²又は」を「1 m又は」に改め、同表備考第 6 項中「（昭和 31 年政令第 290 号）」を削る。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。